

第5章 学校教育

1	学校数・児童生徒数	32
2	教職員	33
3	姫路市教育振興基本計画	34
4	教育指導	37
5	幼稚園教育	39
6	高等学校教育	40
7	特別支援教育	41
8	就学事務	44
9	学校保健	44
10	学校体育	46
11	学校給食	46

1 学校数・児童生徒数

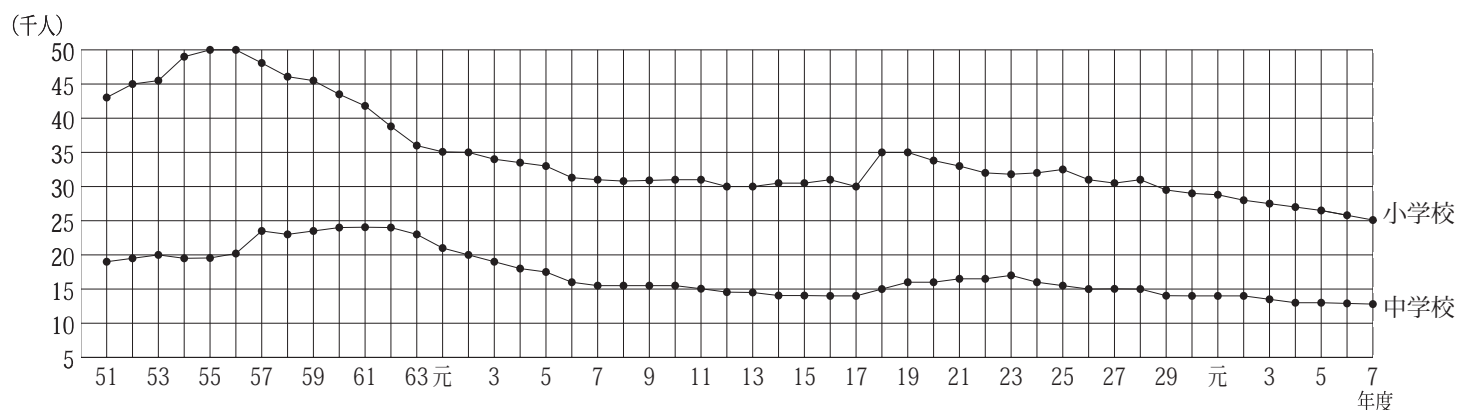
(1) 市立学校数・児童生徒数（令和7年5月1日現在）

区 分	学 校 数	学 級 数	幼児・児童・生徒数（人）
小 学 校	66	877〔216〕	25,127
中 学 校	33	360〔76〕	12,837
義 務 教 育 学 校	3	62〔18〕	1,870
高 等 学 校	3	53	2,098
特 別 支 援 学 校	1	33	小 27
			中 26
			高 24
幼 稚 園	29	68	849
合 計	135	1,453〔310〕	42,858

〔 〕 内数字は特別支援学級数で外数

(2) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数



(3) 市立以外の学校（令和7年5月1日現在）

区 分	学 校 数	幼児・児童・生徒・学生数（人）
大 学	県 立 1	2,791
	私 立 2	1,335
短 期 大 学	私 立 2	118
高 等 学 校	県 立 16	全 13 6,243
		定 1 355
		多 1 407
		通 1 747
	私 立 5	2,827
中 学 校	私 立 4	952
幼 稚 園	私 立 1	63
特 別 支 援 学 校	県 立 3	717
合 計	34	16,555

2 教 職 員

(1) 教 職 員 数 (令和7年5月1日現在)

職 種 校 種	校 園 長		教頭・主幹教諭・教諭		実 習 助 手	主幹教諭・養護教諭		主幹教諭・栄養教諭	事 務 職 員		調 理 師	用 務 員	合 計	
	県	市	県	市	市	県	市	県	県	市	市	市	県	市
小 学 校	65 (1)		1,285 (22)			61		23	64		66 (4)	20 (11)	1,498 (23)	86 (15)
中 学 校	33		731 (27)			34 (1)		5	37			7 (8)	840 (28)	7 (8)
義務教育学校 (前 期)	3		73 (2)			2		1	3		6 (1)		82 (2)	6 (1)
(後 期)			50 (2)			3			2 (1)			2 (1)	55 (3)	2 (1)
高 等 学 校		2 (1)		79 (17)	3		3			8 (1)				95 (19)
特別支援学校	1		50 (1)			1		1	3		2	1	56 (1)	3
幼 稚 園		24 (2)		56										80 (2)
計	102 (1)	26 (3)	2,189 (54)	135 (17)	3	101 (1)	3	30	109 (1)	8 (1)	74 (5)	30 (20)	2,531 (57)	279 (46)

注1 本定員臨任除く 注2 再任用（ ）外数

(2) 社会の信頼に応える教育観の確立

- ・ 教育公務員としての自覚に基づく使命感や倫理観を高め、自らの課題を明確にして研鑽に努め、幅広い対応ができる実践的指導力をつける。
- ・ 人権感覚を磨き子供理解を一層深めるとともに、教育愛に基づく実践に努める。
- ・ 積極的に機会をとらえ、国際的視野に立った豊かな教養を身に付け、幅広い人間性を養う。
- ・ 教職員研修

市独自の研修体系を構築し、計画的・系統的に研修を実施することにより、教職員のライフステージに応じた資質・能力の向上を図るとともに、教科等の専門性を高め、今日的教育課題解決の能力を培う。

3 姫路市教育振興基本計画

(1) 策定の趣旨

教育基本法により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められている。

本市においては、令和2年3月に「第2期姫路市教育振興基本計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできた。この計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据えて、国や兵庫県の計画を参酌しながら、次の5年間における本市教育の方向性を示すものとして、「第3期 姫路市教育振興基本計画」を策定した。

(2) 位置付け

この計画は、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付ける。

(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画とする。

(4) 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

(5) 基本理念と目指す人間像

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりであることから、基本理念を次のように設定した。

「未来をひらく ふるさと姫路の人づくり ～すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して～」

この基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

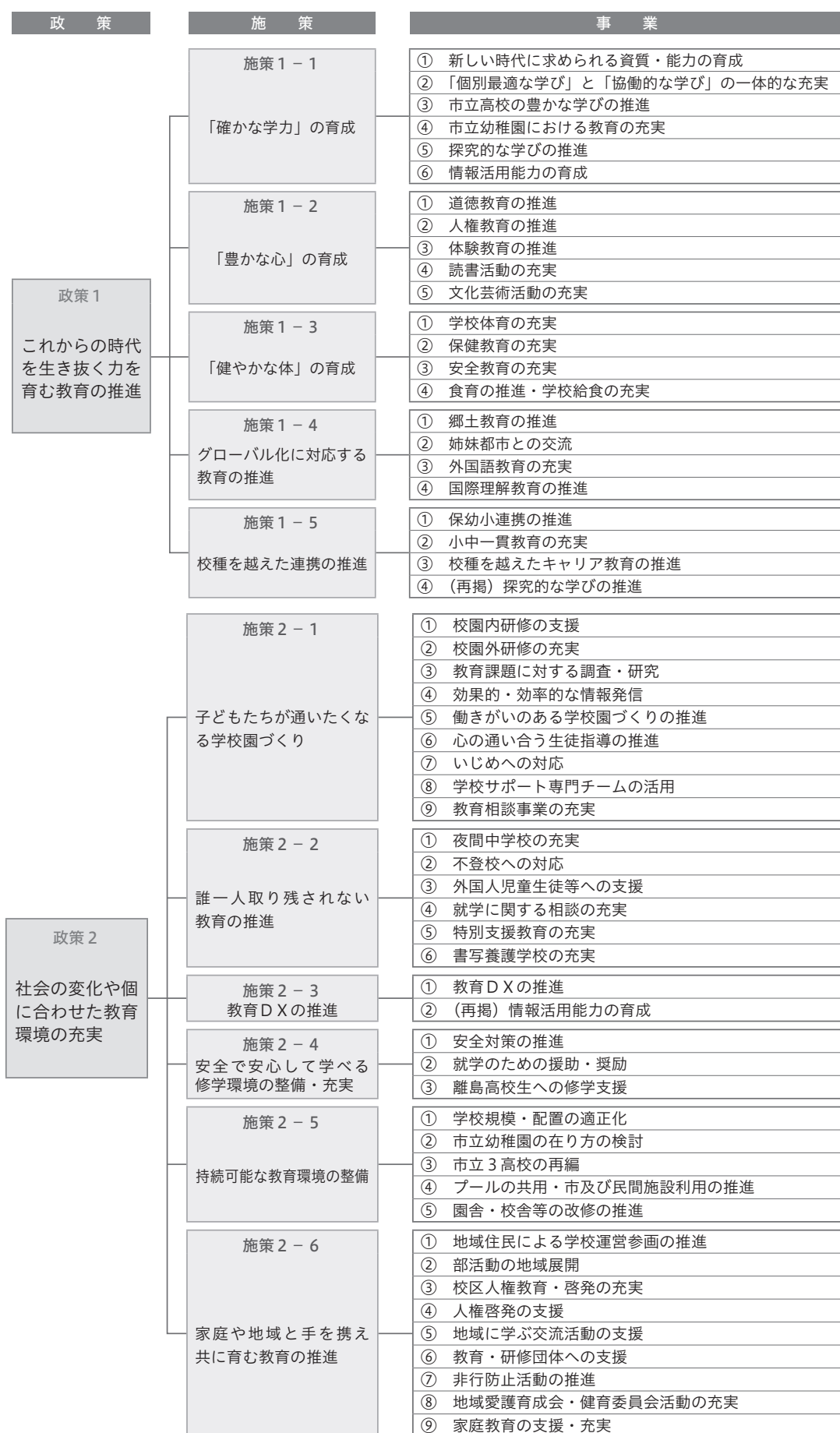
- ・自身の可能性を信じ、学び続ける自立した人間
- ・ふるさとを愛し、互いの伝統や文化、生き方を尊重し、多様な人々と共生する人間
- ・持続可能な社会の創り手としてつながり、協働できる人間

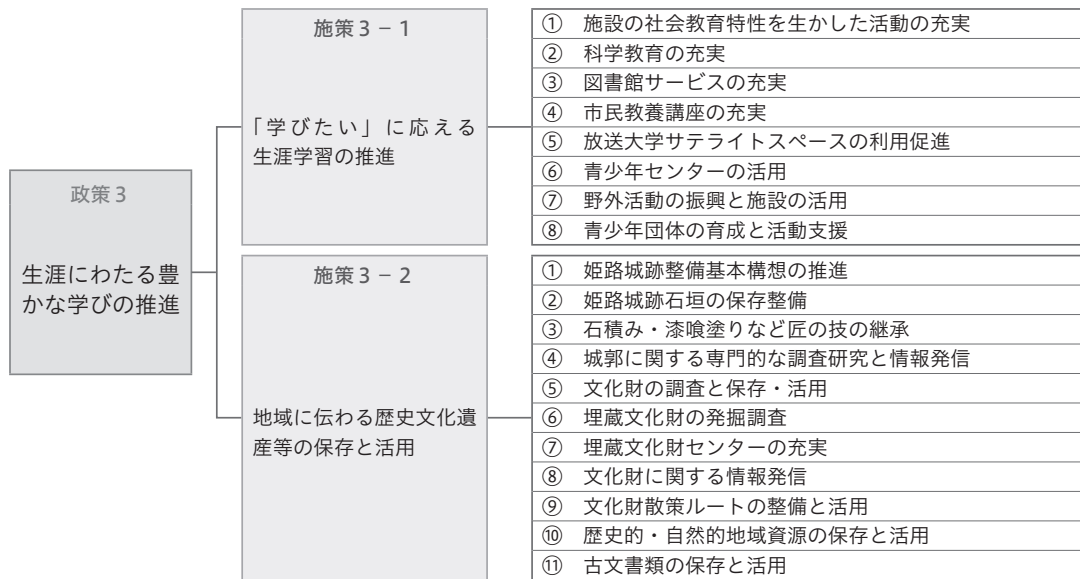
(6) 計画の点検及び評価

計画に位置付けた事業の評価については、施策指標や事業評価を用いて検証し、その結果を次期教育振興基本計画の展開に活用する。

さらに、5年の計画期間内においても、各事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その結果報告書を姫路市ホームページ上に公表する。

(7) 計画体系図





4 教 育 指 導

(1) 学校園訪問指導

① 連絡訪問

教育委員会と学校園との連携を密にし、各学校園の教育の充実を図るため、訪問指導する。

- ・教育課程や学習指導、教育活動全般に関する専門的事項についての指導、助言
- ・各学校園の管理運営上の諸問題についての指導、助言

(学習指導、生徒指導、特別支援教育、小中一貫教育その他の教育活動の実態。施設、設備、諸帳簿等の管理状況。)

② 要請訪問

学校園の研究計画、教科指導、生徒指導、その他、教育実践上の課題解決のため、各学校園からの要請に応じて学校園を訪問し、指導、助言にあたる。近年、教科研修や課題教育に関する各学校園の校内研修が活発になり、多くの学校園から、幅広い訪問要請があがっている。

(2) 生 徒 指 導

① 方 針

人権尊重の精神に徹し、地域社会に生きる人間として、児童生徒の健全育成を目指し、自己指導能力のあるところ豊かな児童生徒を育てる。そのために、児童生徒理解の深化に努め、家庭や地域社会・関係機関との連携を密にした生徒指導に取り組む。特にいじめや問題行動に対しては、未然防止、早期発見、初期対応を重視して取り組み、再発防止に努め、継続的な観察・指導を行う。

ア 組織的・計画的指導体制の確立とその機能強化に努める。

イ 問題行動発生時において、初期対応の重要性を認識し、効果的な指導を行う。

ウ 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、学級経営の充実を図る。

エ 児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える発達支持的生徒指導を推進する。

オ 児童生徒一人一人が自己存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、安全・安心な学校風土の中で自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりに留意する。

カ 教育相談体制を整え、児童生徒の学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指す。

キ 児童会活動・生徒会活動等の特別活動を活発化し、学校生活における充実感を体得させ、集団や社会の一員としての自覚を高める。

ク いじめ問題や不登校に対して、校内外における協力体制を確立し、組織的に対応する。

ケ 家庭・地域社会・関係機関との連携を密にして取り組む。

コ 異校種間・学校間の連携を一層深める。

サ いじめ問題や対応の難しい事案については、学校サポート専門チーム（いじめ問題等支援チーム）等を積極的に活用する。

(3) 進路指導

- ① 児童生徒一人一人の特性、能力、興味、希望等を生かし、将来の生き方への関心を深めさせ、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できるように校内の進路指導組織を強化し、計画的、継続的な指導、支援に努める。

- ア 進路学習の充実
- イ 個別指導の重視
- ウ 学級指導の充実
- エ 望ましい勤労観、職業観の育成
- オ 情報の収集や整理

② 進学指導

生徒の能力、適性、興味、希望が生かされるよう学校選択を援助するとともに、キャリア教育などを通じ学ぶ意義を認識させるなど、学習に意欲をもって取り組む指導を徹底する。

③ 就職指導

就職指導を適切、かつ効果的に行うため、本人の興味、適性、能力、希望等が生かされるよう、ハローワークの協力を得るとともに、各事業所の情報を収集し、各学校において計画的な就職指導を行う。

(4) 国際理解教育

グローバル化の進展に対応した人材の育成を目指して、海外姉妹都市及びJ E Tプログラムから、外国人語学講師22名を雇用している。

① 高等学校外国人語学講師 4人

- ア 琴丘高校に2人、姫路高校・飾磨高校に各1人を通年配置
- イ コミュニケーション能力を高めるための授業支援
- ウ 特別活動及び課外活動への協力
- エ 海外姉妹都市青少年交流事業への協力

② 中学校外国人語学講師 18人

- ア 市立各中学校及び義務教育学校後期課程の大規模校に2学期間、小規模校に1学期間1人を配置
- イ コミュニケーション能力を高めるための授業支援
- ウ 特別活動及び課外活動への協力
- エ 海外姉妹都市青少年交流事業への協力
- オ 小学校外国語の授業支援

③ 交換教師1人のアデレードへの長期派遣（隔年で実施）

④ 市立高校生の海外姉妹校相互派遣

(5) 各種校外行事

行 事 名	対 象	会 場	実 施 時 期
自 然 学 校	小学校 5 年生	藤 ノ 木 山 南 但 馬 自 然 学 校 他	5 月～11 月 (4泊 5 日で実施)
体 験 活 動 推 進 事 業	幼稚園 5 歳児 小学校 4 年生 中学校 1 年生	(幼・小) 市内公共施設、企業等 (中) 県内公共施設、企業等	5 月～3 月
姉妹都市中学生オンライン交歓会	中学生 17 人	姫路市立総合教育センター	8 月 1 日
姫 路 市 小・中 学 校 演 奏 会	小・中学校児童生徒	ア ク リ エ ひ め じ	11 月・10 月
ニ ュー・イヤー・コンサート	小・中学校児童生徒	パ ル ナ ソ ス ホール	1 月

※義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校と読み替える。

(6) 安全教育（防災教育）

子供に危険予測・危険回避の能力を身に付けさせるために「校区安全マップ」や「防犯教室」、「交通安全教室」等を活用して、積極的に安全教育を推進している。また、「学校災害対応マニュアル作成指針」を参考に各校園における状況に応じたマニュアルを作成し、学校園での防災・安全体制の充実を図るとともに、家庭・地域社会との連携を強め、組織的・計画的な防災教育や減災教育を通して自らの生命を守る能力・態度や「共生」の心を育むなど、より実効性の高い危機管理体制を整備している。

① 研究活動

安全教育担当者会を中心に、生活安全・交通安全・学校防災に関する実践研究などを行っている。

② 安全指導

年間計画に基づき視聴覚教材等を活用した安全指導を行っている。また、毎学期 1 回以上の避難訓練、毎月 1 回校舎内外の安全点検、登下校の安全指導、さらに正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の指導を実施している。

③ 通学（園）の安全

幼稚園は保護者の送迎、小学校及び義務教育学校前期課程は小集団登校を基本に安全な登下校（園）を実施している。また、各学校において通学路の安全点検等を行い、通学路の安全確保に努めている。

5 幼稚園教育

本市の幼稚園教育は、明治 29 年の創立に端を発している。その後、市立幼稚園の設置が重要施策として進められてきたが、近年の少子化や保育所需要の増大に伴う園児数の大幅な減少を受け、幼稚園規模の適正化及び新たな振興施策の充実に向け、平成 19 年 9 月策定の「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」を、平成 23 年度完全実施し、すべての園において 2 年保育を実施している。また、平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」のスタートにより、令和 2 年度までに 10 園が幼保連携型認定こども園へ移行した。現在 29 園の市立幼稚園となり、内 11 園においては 3 歳児保育を実施している。

「心身の調和のとれた発達を図る幼児教育」を目指し、豊かな心と健やかな体を育てるために、幼稚園教育要領に基づいた望ましい環境の中で同年代の幼児とのかかわり、自然や動植物との触れ合い、地域行事への参加や地域の人々とかかわりなど、体験を通した学びが積み重ねられる実践研究に取り組み、幼児教育の充実に努めている。

6 高等学校教育

市内には市立高等学校3校（姫路高、琴丘高、飾磨高、いずれも全日制）、県立高等学校14校（全日制13校（内1校通信制併設、1校多部制併設）、定時制1校）、私立高等学校6校があり、それぞれ特色を生かした教育が行われている。

(1) 市立高等学校の概要

ア 学校別生徒数（令和7年5月1日現在）

学 校 名		生徒数（人）
姫路高校	普 通 科	674
琴丘高校	普 通 科	587
	国際文化科	120
飾磨高校	普 通 科	717

イ 令和7年度の努力目標

① 姫路高校 ・ 困難にくじけない生徒の育成

様々な教育活動を通じて、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を育成する。

・ 基礎・基本の徹底と自ら考え学びを深める力の育成

確かな学力の定着を図るため、これまでの教育活動に加え、「主体的・対話的で、深い学び」につながる「探究」を取り入れた教育を推進する。

・ 進路指導の充実

キャリア教育の充実を図り、生徒自らが主体的に将来の進路を展望し選択できる態度を育成する。

・ 自他の尊重と国際理解の推進

自他を尊重する思いやりの心を育成し、海外姉妹校交流等を通して国際感覚を涵養する

② 琴丘高校 ・ 日常的な学習意欲の喚起及び授業改善を両輪にして、確かな学習を身に付けさせる。

・ 挨拶や清掃の励行、学校行事や部活動等の活性化に努め、調和のとれた心身の発達を促す。

・ キャリア教育の充実に努め、主体的に将来の進路を展望し、選択できる態度を育成する。

・ 積極的に情報を発信し、保護者や地域社会の期待に応える教育活動を展開する。

・ 地域・日本・国際社会について体験的に学び、国際感覚豊かな生徒を育成する。

③ 飾磨高校 ・ 生徒一人ひとりの能力や適性に応じた指導に努め、生徒の本気を引き出し、自信をつけさせる教育活動を展開していく。

・ 部活動や体験活動の充実に努め、生徒が「したいこと」に、とことん打ち込む体験の機会を設けることで、健全で強靱な心と身体の育成を図る。

・ キャリア教育の充実に努め、本気で生きている人に出会う機会を通して、自らの将来に対する指針をもつことの大切さを実感させる。

・ I C T教育の環境や図書室など、教育環境の充実を図る。

・ 教職員の資質向上に努め、家庭・地域との連携のもと、より質の高い教育活動を推進する。

ウ 高校教育の特色づくり

① 姫路高校 ―自分らしい未来を見つけよう―

・ 将来を見据えたキャリア教育の充実

大学進学を高校教育の終点とせず、生涯にわたって学び続ける意欲を向上させ、高度な情報化やグローバル化が進展する現代において、主体的に生き抜くための確かな学力を身に付けることを目的とする。

・ 真の学力を身に付ける探究活動を重視している。

- ・**探究科学コース** 1年生ではポートフォリオ作成やメモの取り方、情報収集・整理など探究活動に必要な知識・技能を身に付け、先輩の探究テーマを再探究することを通して課題設定方法を学ぶ。2年生では理系・文系に分かれ、理系は実験・観測などを行い、文系は国際問題に取り組み、並行して、自らが設定した課題（問い）に対して仮説を立て、収集・整理した情報を活用しながらポスター制作・発表を通して表現力を養う。3年生では探究活動を通して培った思考力・判断力・表現力を生かして進路実現に向けて今まで学んだことを総合的に実行することによって、将来、社会で活躍するための準備をととのえる。

② 琴丘高校 ―自国の歴史と文化に誇りを持ち、国際感覚豊かな地域社会の担い手を育成―

- ・創立110年の長き歴史を重ね、姫路市内でも良き伝統を誇る学校である。市街地にありながら、緑深い山々に囲まれ、四季の移ろいを肌で感じられる抜群の自然環境をいかした教育活動を展開していく。生徒一人一人の個性を伸長するため、多様なカリキュラムを構築し、きめ細やかな進路指導を行っている。
- ・**国際文化科** 国際的な視野に立って、国内外の諸問題を探究する力を育成するため、「文化研究」「メディアイングリッシュ」等の専門科目を開設し、20人ずつに分割して行う少人数授業を展開している。第2外国語（スペイン語・韓国語・中国語）の選択も可能で、ネイティブスピーカーと日本人によるチームティーチングを実施している。姫路市の海外姉妹都市（米国・豪国）から招いた教職経験豊かな2人の外国人講師による少人数授業を実施し、語学力並びに国際理解力の向上を図っている。

③ 飾磨高校 ―新しい自分を見つけよう―

- ・生徒一人一人の進路実現を図るために、生徒個々の主体性と個性の伸長を尊重した教育活動を展開し、生き生きとした学校づくりを目指している。
- ・継続的な老人ホームでのボランティア活動、生徒会を中心にした奉仕活動を生徒の主体性・自主性を生かして実施している。
- ・部活動や体験活動の充実に努め、生徒が「したいこと」ととことん打ち込む体験の機会を設けることで、健全で強靱な心と身体の育成を図っている。
- ・本気で生きている人に出会う機会を通じて、将来に対する指針を持つことの大切さを実感させるようキャリア教育の充実に努めている。
- ・**健康福祉コース** 介護・福祉を中心に幅広く学び、介護職員初任者研修や移動支援従事者・同行援護従事者（ガイドヘルパー）の認定を目指す。高齢社会という時代の要請に応え、かつ、市民の幸せづくりに貢献し、福祉社会でリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的としている。

7 特別支援教育

(1) 方針

障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向け、教職員の専門性の向上に努める。

また、発達障害等のある子供が学びやすい授業づくりに取り組むとともに、校内外支援委員会を中心とした支援体制や個別の指導計画による支援の充実に努めるなどの「合理的配慮」の提供に努める。また、専門的な支援が求められる場合は、専門家の派遣や関係機関との連携を進める。

- ① 特別な支援を必要とする子供が、明るく、生き生きと生活し、自立を目的とした学校生活を送ることができるように指導・支援する。

- ② 教育支援（連携支援・地域支援）の充実を図り、一人一人の障害の状況や課題に応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導の一層の充実に努める。
- ③ 幼稚園や小・中・義務教育・高等学校の通常学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤを含めた障害のある子供に対する支援については、特別支援教育支援員を配置するなど組織的な支援体制を組んで指導・支援にあたる。
- ④ 校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に障害のある子供への理解を深め、適切な支援について検討するため、校園内研修や校園内支援委員会を充実させる。
- ⑤ 障害のある子供と障害のない子供とがともに学び合う交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍している子供の副籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る。
- ⑥ 書写養護学校は、医療的ケア体制の更なる充実を図るとともに、特別支援教育のセンター的機能としての専門性を生かし、小・中・義務教育学校に積極的な支援を行う。

(2) 特別支援学級

① 特別支援学級（弱視）

平成 18 年度姫路市で初めて勝原小学校に設置した。平成 24 年 4 月より東小学校、平成 25 年 4 月より曾左小学校に設置した。令和 7 年度は、曾左小学校に設置している。

② 特別支援学級（難聴）

昭和 39 年度城南小学校に文部科学省（当時は文部省）指定として設置した。その後昭和 44 年度に白鷺中学校、昭和 50 年度から 60 年度まで城南幼稚園にも設置した。令和 7 年度は、城西小学校、高浜小学校、南大津小学校、網干小学校と白鷺小中学校（前期課程）、飾磨東中学校、に設置している。

③ 特別支援学級（知的障害）

昭和 25 年度城北小学校に設置して以来、必要に応じて順次設置し整備している。令和 7 年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）86 学級、中学校・義務教育学校（後期課程）35 学級で計 121 学級設置している。

④ 特別支援学級（肢体不自由）

昭和 29 年度広畑小学校に設置し、その後、昭和 35 年度書写養護学校設立にともない統合された。しかし、平成 9 年度飾磨西中学校に再び設置し、以降必要に応じて設置している。令和 7 年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）12 学級、中学校 4 学級で計 16 学級設置している。

⑤ 特別支援学級（病弱）

昭和 43 年 11 月、腎臓ネフローゼによる長期療養児童生徒を対象に、姫路赤十字病院及び独立行政法人国立病院機構姫路医療センター（当時は国立姫路病院）内に設置し、医師により許可された児童生徒の学習指導を行っていた。平成 13 年 11 月、姫路赤十字病院の移転に伴い、校区が城西小学校・琴陵中学校から高岡西小学校・高丘中学校に変更された。在籍児童生徒の状況に応じ開級し、必要な学習を行っている。現在は、通常学校においても必要に応じ設置している。令和 7 年度は安室小学校、糸引小学校、飾磨東中学校、朝日中学校に設置している。

⑥ 特別支援学級（言語障害）

昭和 48 年度城南小学校に設置したが、平成 3 年度以降は該当児童生徒がなく設置していない。

⑦ 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

昭和 47 年度東小学校に設置し、その後、必要に応じて設置している。現在は、自閉スペクトラム症の診断のある児童生徒も対象としているため、学級数は年々増加しており、令和 7 年度は、小学校・義務教育学校（前期課程）121 学級、中学校・義務教育学校（後期課程）41 学級で計 162 学級設置している。

特別支援学級数及び特別支援学級在籍児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	言語	自・情	合計
小学校	86	12	2	1	5	0	121	227
義務教育学校 （前期課程）	451	22	4	1	5	0	722	1,205
中学校	35	4	2	0	1	0	41	83
義務教育学校 （後期課程）	146	4	2	0	1	0	217	370
合計	121	16	4	1	6	0	162	310
	597	26	6	1	6	0	939	1,575

上段は学級数

下段は在籍数（人）

(3) 通級による指導

平成 11 年度、軽度の言語障害の児童を対象として通級による指導のための教室を安室東小学校に設置した。平成 18 年度に「学校生活支援教員」として L D、A D H D 等の児童を対象とした通級による指導のための教室を増位小学校に設置した。令和 7 年度は、小学校（義務教育学校前期課程）30 教室、中学校（義務教育学校後期課程）6 教室の計 36 教室を設置している。

通級による指導教室数及び通級による指導教室在籍児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

	教 室 数	在籍児童生徒数（人）
小学校 義務教育学校 （前期課程）	30	273
中学校 義務教育学校 （後期課程）	6	96
合計	36	369

(4) 特別支援学校

市内の 3 小学校、2 中学校に設置されていた肢体不自由学級を統合する形で、昭和 35 年に肢体不自由養護学校として書写養護学校を設立した。昭和 42 年には高等部別科を開設し、昭和 47 年本科に昇格した。現在の書写山麓に移転したのは昭和 44 年のことである。平成 19 年の法改正に伴い、特別支援学校となるが、名称は姫路市立書写養護学校のままとした。令和 2 年度には高岡病院内に分教室（病弱・小中学部）を設置した。

書写養護学校学級数及び在籍児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

	小 学 部	中 学 部	高 等 部	合 計
学 級 数	10（9）	10（6）	11（8）	31（23）
在籍者数 （ 人 ）	23（23）	20（16）	24（21）	67（60）
分 教 室 在籍者数 （ 人 ）	4	6		10

（ ）内は重複障害で、内数
在籍者数は人数

8 就 学 事 務

(1) 新入学児童生徒

小学校、中学校及び義務教育学校への就学予定者（外国人を含む）の保護者に、入学期日及び就学すべき学校を通知する。

(2) 転入学児童生徒

転入児童生徒の保護者に、転入の際、住民窓口センター、各地域事務所・支所・出張所・サービスセンター・駅前市役所において就学すべき学校を通知する。

(3) 市外からの就学

特別な事情により、当市周辺市町から市立小・中・義務教育学校への就学希望者がある場合、区域外就学について当該市町村教育委員会と協議している。

(4) 就学援助・奨励

① 要・準要保護児童生徒就学援助

小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難と認められる場合、その保護者に対して学用品費等、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部、学校給食費及び医療費（学校病）の援助を行う。

② 特別支援学級児童生徒就学奨励

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため、保護者の負担能力の程度に応じ学用品費等、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部、学校給食費及び通学費等の援助を行う。

(5) 市立高校の授業料等に関すること

経済的理由により授業料・入学金の納付が困難と認められる保護者に、授業料・入学金を免除又は減額している。

9 学 校 保 健

学校における幼児・児童・生徒・教職員の心身の健康の保持増進のためには、保健教育と保健管理の充実を図るとともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の協力の下、学校・家庭・地域社会の三者が連携して組織的に取り組み、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に努めなければならない。

学校では学校保健計画を作成し、健康診断、健康観察の結果を踏まえ、健康課題の解決や健康の保持増進のための事後措置及び保健指導・保健教育並びに環境衛生の維持改善等保健管理の充実に努めている。

(1) 健康診断

① 定期健康診断等

定期健康診断を原則として4月から6月までに実施し、疾病及び異常を早期に発見し早期受診を勧告している。また、修学旅行、学校水泳等の事前に、必要に応じて学校医による健康相談を実施し、参加に当たっての適切な保健指導を行う等健康管理の充実を図っている。

翌年度の就学予定者には就学时健康診断を実施し、結果に基づき受診勧告し、初めての就学に当たって保健上必要な助言を行っている。

その他、各学校では、健康診断結果から健康課題を把握し定期的かつ継続的に、健康観察・保健指導・健康相談を行い、健康管理・健康教育の活性化を図っている。

② 心臓検診

心臓の疾病及び異常の有無を早期に発見するため、小学校1年生及び4年生、中学校1年生（あかつき中学校は入学者及び編入学者）並びに高等学校1年生（それぞれ義務教育学校及び特別支援学校の相当学年の児童生徒を含む。）を対象に、姫路市医師会に委託して集団検診（12誘導心電図検査）を実施している。また、定期健康診断の際には、全員を対象に、聴打診を実施している。

③ 尿検査

腎臓病等の早期発見のため、全員を対象に、蛋白・糖・潜血の検査を実施している。

④ 脊柱検査

中学校1年生（あかつき中学校は除く）及び義務教育学校7年生を対象に、整形外科医による視診・触診により実施している。

(2) 学校環境衛生

各学校園の学校薬剤師は、学校環境の維持改善を図るため、各種の環境衛生検査を行い、その結果に基づき指導助言を行っている。

(3) 肥満児対策

小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下第12項までにおいて同じ。)においては、姫路市学校保健会へ委託し、姫路市医師会の協力を得て肥満児対策を実施している。また、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下第12項までにおいて同じ。）においても、肥満度の動向について調査している。

(4) 性教育

近年、性情報の氾濫等、子供を取り巻く社会環境が大きく変化しており、子供たちが心身の成長発達について科学的に学び正しい知識を習得するとともに、自分や他者の価値を尊重し適切な意志決定や行動選択ができるようにすることが課題である。「自他の生命を大切に、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指し、「性教育指導の手引き」を活用しながら、発達段階に応じて幼・小・中・高で系統立てた性教育に取り組んでいる。

(5) 教職員の研修

文部科学省・県主催の各種研修会に積極的に参加するとともに、養護教諭研究会、小学校健康教育担当者会、中学校性教育担当者会等において、講演会や研究発表会を開催し、保健教育・保健管理に関する指導者としての資質向上に努めている。

国・県・市の幼児・児童・生徒身体平均表（令和6年度）（国・県は令和5年度、市は令和6年度）

区 分	身長 (cm)						体重 (kg)					
	男 子			女 子			男 子			女 子		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
幼稚園	111.0	111.1	113.7	110.2	110.3	111.1	19.2	19.2	18.4	18.9	18.9	18.2
小学校1年	116.9	116.7	116.5	116.0	116.0	115.4	21.6	21.4	21.4	21.2	20.9	20.8
小学校2年	123.0	122.6	121.9	122.1	121.9	121.6	24.5	24.0	24.3	24.0	23.6	23.8
小学校3年	128.6	128.6	128.2	127.8	127.3	127.4	27.8	27.7	27.4	27.0	26.6	27.2
小学校4年	134.1	134.2	133.8	134.4	134.0	133.5	31.4	30.6	31.2	31.0	30.7	30.3
小学校5年	139.6	139.7	139.2	141.4	141.8	140.5	35.3	34.7	35.2	35.3	34.6	34.6
小学校6年	146.2	146.1	145.8	147.9	148.1	146.7	39.9	38.9	39.5	40.2	39.9	39.7
中学校1年	154.2	153.6	153.2	152.3	152.0	151.6	45.8	44.3	44.2	44.5	43.7	43.9
中学校2年	161.1	160.8	160.5	155.0	155.0	154.4	50.6	49.8	50.0	47.6	47.3	46.6
中学校3年	166.0	165.8	165.6	156.4	156.4	156.0	54.9	54.0	55.0	49.8	49.3	49.8
高等学校1年	168.6	168.2	169.0	157.2	157.2	156.5	59.0	57.8	58.3	51.2	51.0	50.6
高等学校2年	169.9	169.5	169.3	157.8	158.1	157.6	60.4	59.4	59.2	52.2	51.9	52.0
高等学校3年	170.7	170.7	171.2	158.0	157.9	157.2	62.0	61.2	60.9	52.6	52.2	52.1

10 学 校 体 育

心と体を一体としてとらえ、運動・スポーツに親しむ習慣や態度を身に付けるとともに、バランスのとれた生活や成長に配慮し、生涯にわたって活力ある生活を送るための基礎となる体力・運動能力を高めるよう努める。また、児童生徒の自主的・自発的な活動を通して、健康の保持増進や個性・能力の伸長を図りながら、充実した学校生活の場になるよう努める。

(1) 研 究 活 動

小学校体育研究会では、年2回の研究授業及び年度末の研究発表会を通して、令和7年度は令和6年度に引き続き、「自分もみんなもめっちゃおもしろい体育学習」をテーマに市内小学校・義務教育学校（前期課程）に実践がより浸透するよう研修に励んでいる。

中学校体育研究会では、「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育成するため、毎年、研究授業及び研究発表を行い、体育分野と保健分野の指導力向上研修に励むとともに、心身ともにたくましい生徒の育成に励んでいる。

その他に、小・中学校体育研究会では、各領域やブロックでの地道な研修を積み重ねるとともに、年1回研究発表大会を開催し、成果や課題を共有し研究を深めている。また、兵庫県学校体育研究大会において、毎年姫路市から3名が研究を発表し、姫路市の実践を広めると同時に、他市町の実践を学ぶことによって、さらなる研究活動の発展を図っている。

(2) 教職員の研修

各領域の研修会、研究協議会等を開催するとともに、小学校体育研究会、中学校体育研究会によって教職員のニーズに応じた実技研修会を行い、絶えず会員相互、時には校種を越えて研修に励み、一人一人の指導力の向上に役立てている。また、中学校体育連盟による各種競技会の開催や指導者研修会の実施を通して生徒の意欲向上を図っている。さらに、文部科学省・県主催の各種研修会にも、積極的に参加し、正しい理論や指導法の習得を目指している。

(3) 学校体育行事

運動会・体育大会・校内競技会等の行事を計画的に立案し、運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図り、健康に関する意識や実践意欲を高める行事を実践している。

11 学 校 給 食

(1) 規模及び内容

単独校調理場方式では、市内三つのブロック献立に基づき、小学校59校、特別支援学校1校で約27,500食の完全給食を実施している。また、同献立に基づき、林田中学校においても親子方式で約120食の完全給食を実施している。

共同調理場方式では、各給食センターの献立で、北部学校給食センターでは中学校16校で約6,200食、南部学校給食センターでは中学校12校で約7,300食、夢前学校給食センターでは小学校8校・中学校4校で約1,500食、家島学校給食センターでは小学校2校・中学校2校で約220食の完全給食を実施している。

(2) 年間実施回数

単独校調理場方式、親子方式、共同調理場方式とも、1年間に最大189回の実施を予定しており、子供たちに変な好評を得ている変わりごはんや変わりパン、地場産のたけのこやれんこん等を使用した郷土食、節分や七夕等の行事食、外国の姉妹都市料理を献立に取り入れている。

(3) 指 導・管 理

① 給食指導

食事の正しいあり方の体得・食事を通しての好ましい食習慣の確立・人間関係の育成及び児童生徒の心身の健全な発達をねらいとし、正しく楽しく食事をする。給食時の清潔や環境の整備の指導を行う。

② 衛生管理

学校給食調理従事者には、定期健康診断・定期検便（月2回）を実施している。また、日常点検票、個人別健康点検票、物資検収・保存食簿及び諸帳簿の記録など、毎日、衛生管理の徹底を図っている。

③ 物資の管理

物資の数量確認・温度・品質・異物の混入などの検収を行い、給食物資の原材料及び調理済食品（50g）を一20℃以下の専用冷凍庫で2週間保存している。

(4) 給食費

小学校・特別支援学校 290 円、中学校 320 円（いずれも一食あたりの金額）、あかつき中学校においては、弁当形式（選択制）で給食を実施している。

(5) 食育の推進

「姫路市立小中学校における食育推進プラン」（令和4年4月）に基づき、食に関心をもち、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、「食の大切さを学び、生きる力を育む食育」を基本理念として、小中学校における食育を推進する。

① 学校給食の「生きた教材」としての活用

姫路市産の食材を積極的に学校給食に使用し地産地消の推進に取り組んでいる。また、旬の食材・行事食（節分や七夕等）、外国姉妹都市の料理、教科との連携を図った献立を学校給食に取り入れている。

食物アレルギーに対応した食材の選定や除去食、デザート代替食を実施している。

② 食に関する指導体制の確立

各学校において食育推進委員会等を設置し、全体計画・年間指導計画の作成（見直し）を行っている。

③ 家庭・地域との連携

保護者への啓発として、試食会等の実施、給食だより等の配布を行っている。

姫路市教育委員会食育推進委員会主催による「手作り朝ごはんコンテスト」を実施している。

(6) 安全安心な給食づくり

① 食物アレルギー対応マニュアルの運用

「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」（令和6年3月第1版第3次改訂）の運用を行っている。各学校園では、全職員の共通理解の下、食物アレルギー対応委員会の開催等、校内指導体制を確立している。また、学校給食における食物アレルギー対応委員会がスムーズに行えるよう献立に関する情報の提供を行っている。除去食（アレルギーとなる食材を最終調理段階で投入する献立）、デザート代替食を実施している。

献立作成においては、食物アレルギーに対応した食材の選定も行っている。

② 衛生管理マニュアルの作成・運用

学校給食衛生管理基準（文部科学省）、学校給食衛生管理マニュアル（兵庫県教育委員会事務局体育保健課）をもとに、衛生会議を開催し、「姫路市学校給食衛生管理マニュアル」の作成・運用を行っている。学校給食における衛生管理について、マニュアルをもとに調理従事者等の研修会を実施している。

(7) 令和6年度献立栄養量平均

① 献立栄養量各月平均の比較（東ブロック）

月	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 %	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食塩 相当量 g	食物 繊維 g	マグネ シウム mg	亜鉛 mg
						A μg RAE	B ₁ mg	B ₂ mg	C mg				
平均	612	23.4	30.0	308	2.0	228	0.38	0.48	20	2.2	4.7	79	2.9

② 献立栄養量各月平均の比較（家島学校給食センター）

月	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 %	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食塩 相当量 g	食物 繊維 g	マグネ シウム mg	亜鉛 mg
						A μg RAE	B ₁ mg	B ₂ mg	C mg				
平均	630	25.0	28.9	322	2.3	245	0.35	0.52	25	2.3	4.3	87	3.3